

Client Alert

30 January 2023

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510
kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com

12 人の個人を反トラスト法違反等で起訴

始めに

2022 年 12 月 6 日、米国司法省（DOJ）は、テキサス州南部地区連邦地方裁判所に提出した起訴状を公開したと発表した¹。起訴状の概要は、テキサス州ロス・インディオスおよびその周辺地域における transmigrante forwarding agency²サービスに関して、市場分割や価格操作についての共謀等に関与し市場の独占を図ったとして複数の個人を、シャーマン法第 1 条違反及び同法第 2 条違反を含む 11 件の訴因にて起訴したというものである。

以前のアラート³において、DOJ が個人責任の厳格な処分を方針として打ち出しており、今後米国でシャーマン法を含む反トラスト法の執行の活性化などを通じて個人に対する刑事訴追が積極的なされる可能性があることを指摘したが、本件起訴は DOJ の同方針を裏付けるものといえる。

シャーマン法

シャーマン法は第 1 条で取引を制限する契約、結合、共謀を禁じており、第 2 条で独占行為、独占化の試み、あるいは独占のために他の者と結合または共謀することを禁じている。これらの規定に違反した場合、法人の場合は最高 1 億ドル、個人の場合は最高 100 万ドルの罰金、および最高 10 年の禁固刑が科される可能性がある。

起訴状の概要

2011 年頃から 2022 年 11 月にかけて、合計 12 名の被告らの内の 8 名が、シャーマン法第 1 条に違反し、テキサス州ロス・インディオスおよびその周辺地域における transmigrante forwarding agency サービスの市場を分割し価格操作をすることで競争を排除・抑圧するため、意図的に共謀した。より具体的には、同 8 名はテキサス州ロス・インディオス周辺での transmigrante forwarding agency サービスの価格設定と同サービスからの収益の分配に関して協議し同地域における transmigrante forwarding agency サービスの価格を拘束することに合意し、「Pool」と呼ばれる仕組みで価格拘束で集めた収益を被告らの間で分配し、価格拘束や市場分割についての共謀に従わない参

¹ <https://www.justice.gov/opa/pr/criminal-charges-unsealed-against-12-individuals-wide-ranging-scheme-monopolize-transmigran-0>

² transmigrante とは中米で転売をするために米国からメキシコ経由で商品（多くの場合、中古車）を輸送する個人のことであり、transmigrante forwarding agency とはメキシコ政府が要求する通関手続きや手数料の支払いを支援するなど、transmigrante に対してサービスを提供する事業である。被告らの内の数名はそれぞれ各人で transmigrante forwarding agency を経営等しており、被告らの transmigrante forwarding agency は通関事務を行うメキシコ政府公認の仲介人と独占的關係を構築していたことから、他の transmigrante forwarding agency は仲介人のサービスを受けるために被告人らを経由する必要がある状況であった。

³ [20221129_ClientAlert_Antitrust_Competition_J.pdf \(bakermckenzie.co.jp\)](#)



入者や部外者に対しては脅迫や暴力行為などの手段を用いて妨害するなどした。

また 2013 年頃から 2022 年 11 月にかけて、被告らの内 8 名は、シャーマン法第 2 条に違反し、テキサス州のロス・インディオスおよびその周辺地域における transmigrante forwarding agency サービスの市場を独占することを意図し、そのための結託と共謀を意図的に行った。より具体的には、同 8 名は、独占力を獲得、維持、行使するために単一の事業体である「empresa」と呼ばれる transmigrante forwarding agency を運営し、またロス・インディオスおよびその周辺地域における競合する他の transmigrante forwarding agency を脅迫や暴力行為などの手段で強制的に支配して「Pool」に参加させ、業界参入者が「Pool」への参加や被告らへの手数料の払い込み等を拒否するなど被告らの独占的な運営に反対した場合、当該業界参入者やその家族、事業関係者に対して脅迫、威嚇、暴力を行使するなどした。

シャーマン法以外にも、被告らの内の特定の者についてはマネー・ロンダリングや、強要による通商妨害の訴因などでも起訴された。

捜査・起訴に複数の連邦政府機関が連携

本件起訴は、連邦捜査局（FBI）および米国国土安全保障省の主要捜査部門である国土安全保障捜査局（HSI）の捜査によるものであり、また DOJ 反トラスト局は DOJ 刑事局組織犯罪・ギャング課（OCGS）およびテキサス州南部地区連邦検事局（USAO-SDTX）と連携してこの事件を起訴するなど、複数の連邦政府機関が連携して本件の捜査・起訴が行われた。

これには 2021 年 7 月 9 日、バイデン大統領が大統領令（Executive Order、以下（EO））⁴を発布し、反トラスト法執行の強化に向けた政権の姿勢が示されたことが影響していると考えられる。EO では独占やその他の反競争的行為に対処するためには「政府全体」のアプローチが必要であるとしており、これを受け多くの連邦政府機関が EO の内容を実行するための連携を強化していると考えられる。

最後に

本件起訴は DOJ の方針や EO の内容に沿うものであり、これまで法執行機関が一貫して反トラスト法を執行していなかった場面においても法執行が行われることや、連邦政府機関の連携によって個人の刑事責任がこれまで以上に追及されることを想定すべきである。反トラスト法違反を予防し、もしくは反トラスト法違反に問われた場合に刑の減軽を主張できるような準備をする必要がある。

⁴ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/07/09/executive-order-on-promoting-competition-in-the-american-economy/>